

第 1 1 屋外貯蔵所

第 1 1 屋外貯蔵所（危政令第 1 6 条）

1 技術基準の適用

屋外貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第 1 1 - 1 表 各種屋外貯蔵所に適用される基準

区 分	危政令	危省令
容器に収納して貯蔵するもの	16 I	24 の 10 40 の 2
高引火点危険物	16 I + III	24 の 12
第二類の危険物のうち引火性個体（引火点が 21℃未満のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第 1 石油類若しくはアルコール類を貯蔵するもの	16 I + IV	24 の 13
塊状の硫黄等を容器に収納しないで貯蔵するもの	16 I + II	16 24 の 11

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

2 位置、構造及び設備の基準

(1) 危険物を容器に収納して貯蔵する屋外貯蔵所（危政令第 1 6 条第 1 項）

ア 保安距離

第 3 「製造所」の例（5 (1)カを除く。）によること。

イ 地盤面

(ア) 危政令第 1 6 条第 1 項第 2 号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは砕石等で固める等の措置を講じた場所をいうものであること。

(イ) 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあっては、排水溝及びためます若しくは油分離装置を設けるよう指導する。

ウ 保有空地

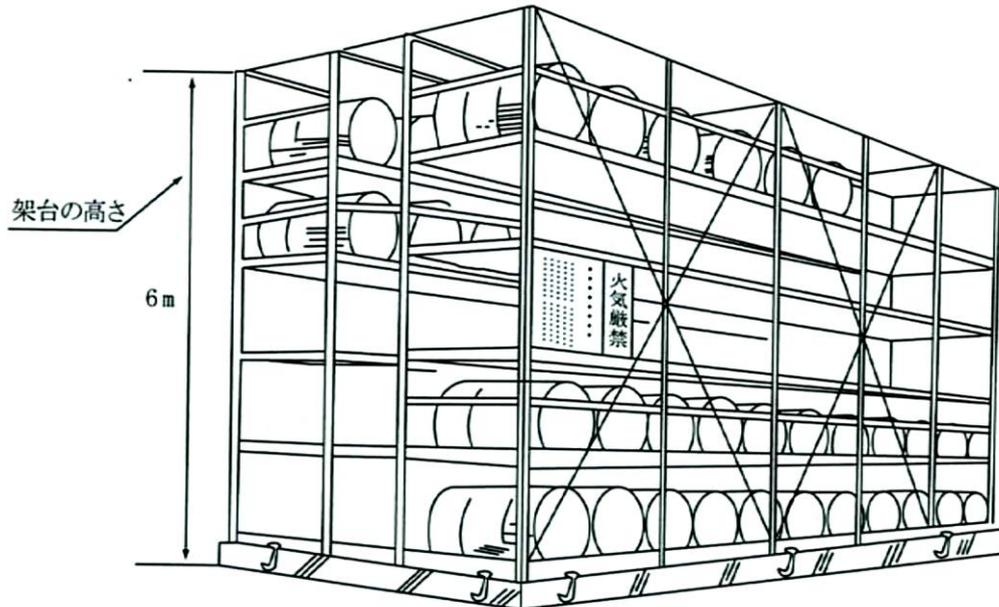
第 3 「製造所」の例（5 (2)カ及びキを除く。）によること。

エ 標識、掲示板

第 3 「製造所」の例によること。

オ 容器の積み重ね高さ及び架台の構造

- (ア) 容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。
- (イ) 危省令第 2 4 条の 1 0 第 1 項第 3 号に規定する「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上段までの高さとする（第 1 1 - 1 図参照）。
- (ウ) 架台の構造は、第 5 「屋内貯蔵所」の例によること。



第 1 1 - 1 図 架台の高さ

カ 消火設備

屋外に設置する第 4 種又は第 5 種の消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導すること。

- (2) 塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所（危政令第 1 6 条第 2 項）

危政令第 1 6 条第 1 項第 3 号の適用については、原則として囲いは同号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。

- (3) 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危政令第 1 6 条第 1 項の基準又は危政令第 1 6 条第 3 項に規定する基準のいずれかを選択してもよいものであること。

- (4) 引火性固体（引火点が 21℃未満のものに限る）、第 1 石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

ア 危省令第 2 4 条の 1 3 第 1 号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当すること。

なお、気温が 30℃に達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保すること。

イ 危省令第 2 4 条の 1 3 第 2 号に規定する油分離装置を油分離槽とする場合の槽数は、4 連式を指導すること。

(5) タンクコンテナによる危険物の貯蔵

ア 基本事項

第 5 「屋内貯蔵所」 2 (3) アの例によること。

イ 位置、構造及び設備の基準

危険物（消防法別表に掲げる第二類危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が 21℃以上のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類若しくは動植物油類）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危政令第 1 6 条（第 1 項第 4 号及び第 2 項を除く。）、第 20 条及び第 21 条の規定の例によること。ただし、危政令第 1 6 条第 1 項第 3 号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、次に掲げる貯蔵形態に応じ、各表に定める幅の空地とすることができるものであること。

(ア) 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3 m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5 m 以上

(イ) 前 (ア) 以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3 m 以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6 m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10m 以上

- (ウ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ (ア) 若しくは前 (イ) の規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ危政令第 1 6 条第 1 項第 4 号若しくは危省令第 2 4 条の 1 2 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

なお、それぞれの貯蔵場所は、ライン等により明確に区分するよう指導する。

- ウ 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危政令第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 6 条第 1 項 (第 1 号、第 1 号の 2、第 6 号の 2、第 1 1 号及び第 1 1 号の 3に限る。) の規定の例によるほか、次によるものであること。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

- (ア) タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。
(イ) 第 5 「屋内貯蔵所」 2 (3) ウ (ア) d、e、f、g の例による。
- エ トレーラーを補助脚により固定した場合には、トレーラーにタンクコンテナを積載したままの状態でも貯蔵することができる。